

岸和田市環境保全条例の改正について

(部会報告案)

平成 31 年 月

岸和田市環境審議会環境政策専門部会

はじめに

現在の岸和田市環境保全条例（平成 15 年 6 月 20 日条例第 16 号。以下、「市条例」という。）は昭和 51 年に公布された岸和田市環境保全条例（昭和 51 年 3 月 31 日条例第 17 号。）が平成 15 年に全部改正されたものです。

平成 15 年の全部改正では、基本理念に「生物の多様性及び豊かな生態系に配慮し、人と自然との共生を図ること」が明記され、以来、神於山地区自然再生全体構想、岸和田市生物多様性地域戦略 2014 を策定するなど、生物多様性保全をはじめとする自然環境の保全に取り組んでいます。

その後、国際的な地球環境を取り巻く潮流に対応する国等の施策の推進や協働によるまちづくりを推進することを規定した岸和田市自治基本条例（平成 16 年 12 月 10 日条例第 16 号。）が施行され、岸和田市の環境施策を見直す必要性が生じてきました。

こうしたことから、平成 30 年 3 月 7 日、岸和田市長より岸和田市環境審議会に岸和田市環境保全条例の改正について諮問が行われました。諮問を受けて、岸和田市環境審議会では、環境施策および自然環境施策について専門的見地から審議する必要があることから、環境政策専門部会を設置し、審議を行いました。今般、同諮問に係る審議が終了しましたので、見直しに関する結果をとりまとめ、次のとおり報告します。

1. 岸和田市環境保全条例の改正にあたっての基本的な視点

諮問事項である「岸和田市環境保全条例の改正」について、当部会では、諮問の主旨を踏まえ、以下の基本的な視点を考慮しながら審議を進めました。

(1) 条例の意義と役割の継承

市条例における自然環境に関連する規定は、昭和 51 年に制定され当初から存在していましたが、その内容は、緑化の促進や樹木の保存に留まるものでした。平成 15 年に全部改正を行った際には、地球環境や生物多様性の保全の考え方についても言及され、自然環境に関連する国や大阪府の法、条例が制定されていますが、今なお変化し続ける環境に対応し、岸和田市の自然環境の保全を行うため、引き続き市条例においてもそれらを規定する必要があります。

よって、自然環境保全のため独自の規制を行い、市民が健康で安全かつ文化的な生活を営むことができる良好な環境の確保を図ることを目的とした市条例の役割は継承すべきと考えます。

(2) 自然環境関係法令等との整合

市条例は、国の自然環境関係法令及び府条例と対等な立場で自然環境の施策について規定しています。ただし、市条例で義務付けている手続きには、新たに制定された自然環境関連法令において、同一の行為に対して自然環境関係法令が課している手続きと重複しているものがあります。

したがって、今回の見直しにより、市条例と自然環境関係法令との整合を図り、必要かつ合理的な制度とすることを目的とします。

2. 岸和田市環境保全条例の現状

当部会で審議する、市条例「第2章 環境施策」、「第4章 自然環境の保全と回復」の構成は次の通りです。

第2章 環境施策（第6条—第15条）

環境施策を推進するための必要な事項について規定しています。

第4章 自然環境の保全と回復

第1節 自然環境の保全と回復の推進（第64条—第67条）

自然環境の保全等を図る上で必要な事項を規定しています。

第2節 自然環境保全区域（第68条—第76条）

自然環境保全区域の指定と同区域内での行為の届出等について規定しています。

第3節 現状変更行為の届出（第77条・第78条）

市街化調整区域における現状変更行為の届出、緑化義務について規定しています。

第4節 参画と協働による自然環境の保全等（第79条—第84条）

自然環境保全を行う者への支援や協定、顕彰について規定しています。また、自然環境調査員の委嘱等について規定しています。

3. 「第2章 環境施策」について

次の点について、見直しの検討を行いました。

- ・第2条（基本理念）第1号において「生物の多様性及び豊かな生態系に配慮し、人と自然との共生を図ること」と規定があるが、その理念に基づいた施策を推進する条文を追加することは適当であるか。
- ・平成26年8月「岸和田市生物多様性地域戦略2014」が策定され、市民・事業者・行政等の役割を明らかにし地域の生物多様性の保全と持続可能な利用に関する施策を推進することが位置づけられたため、それに対応する条文を追加することは適当であるか。
- ・第2条（基本理念）第2号において「地域の環境が地球環境に深く関わっていることを認識し、地球環境の保全に寄与すること」と規定があるが、その理念に基づいた施策を推進する条文を追加することは適当であるか。
- ・第14条（国際機関等との協力）において「市は、国、大阪府、他の地方公共団体（以下「国等」という。）、国際機関、民間団体等と協力して地球環境の保全に資する施策又は環境の保全等に関する広域的な施策を推進するよう努めるものとする。」とあるが、「市民等と協働」した施策を推進する条文を追加することは適当であるか。

（1）検討結果

○第2条（基本理念）において、生物多様性や地球環境の保全について規定しているが、第2章の環境施策（第6条―第15条）では、取り組みの規定がないため、既存の生物多様性地域戦略や地球温暖化対策実行計画と整合性を図りながら、条項を追加することを検討しました。

○循環型社会と低炭素、自然共生社会の推進について、市民との協働という観点も踏まえて条文を追加することを検討しました。

第13条（公共施設の整備）にて循環型社会を目指す規定があり、国も循環型社会と低炭素と自然共生社会を強調しているので、この中に「市民と協働して低炭素社会を形成する」等の条文を追加することが適当です。また、生物多様性の保全は広く地域に関連付けるべきなので、「市民と協働して生物多様性の保全に努める」等の条文を追加することが適当です。

○前後の条文との整合性を図りながら、必要に応じて文言の追加を行うことが適当です。

よって、見直しについて、次のとおりとします。

- ・現行の計画等と整合するよう、適切な条文を追加されたい。

4. 「第4章 自然環境の保全と回復」について

4-1. 第2節 自然環境保全区域

次の点について、見直しの検討を行いました。

- ・第68条の保全区域の指定について、既に他法令等により保全区域等が指定され、行為等が規制されているので過度の規制を避けるため、当該指定についての規定を削除することが適当であるか。

(1) 検討結果

- 本条文に規定される自然環境保全区域について、条例制定以降、適用された例がなく、岸和田市のまとまった自然地は、既に自然公園法や自然再生推進法、森林法等の区域指定を受けているため、本条文を削除することを検討しました。自然再生推進法の対象区域は規制するものではないので、同列に扱うべきではなく他法令に基づき区域を指定しているからといって、同じ目的が達成されるものではなく、市も責任を持って自然環境を保全するということを示すことが望ましいと考えます。
また、生物多様性の保全の観点から岸和田市の文化も守ることができるという意味でも重要であると考えます。

よって、見直しについて、次のとおりとします。

- ・市の環境施策として必要なものであるため、引き続き運用されたい。
- ・第68条と関連する第69条から第76条まで引き続き運用されたい。

4－2．第3節 現状変更行為の届出

次の点について、見直しの検討を行いました。

- ・第77条の現状変更行為の届出について、既に他法令等により基準が設けられているものについては、重複している規制を避けるため、当該届出について適用除外の項目を追加することが適当であるか。

(1) 検討結果

○

よって、見直しについて、次のとおりとします。

第4節 参画と協働による自然環境の保全等

次の点について、見直しの検討を行いました。

- ・みどりの市民団体の認定やそれに対する支援等について、自然再生推進法において同様の規定があり、今後、別の区域においても、他法令により目的の達成が担保できることから、削除することが適当であるか。
- ・自然環境の保全等に関する協定や自然環境調査員、表彰の規定について、府の制度により、目的の達成が担保できることから、削除することが適当であるか。

(1) 検討結果

○第 79 条（自然環境保全プランの提案等）について、市条例に基づく自然環境保全プランと、自然再生推進法に基づく全体構想等の趣旨は同じであると考え、今後、仮に市内の別の区域で自然環境の保全等の事業が必要となれば、他法令に基づき、自然環境の保全等の目的が達成される計画等が策定されるとの考えから削除することを検討しました。

しかし、自然再生推進法等より市条例の方が柔軟に発案できるシステムを含んだ規定と思われ、行政と市民団体がフラットに話し合える根拠としても非常に大事な仕組みと考えます。

○第 80 条（みどりの市民団体に対する支援等）について、みどりの市民団体が行う、前条記載の保全プランの実施に関する市の支援等について定めたものであり、他法令等により対応できるとの考えから削除することを検討しました。しかし、高齢化等の理由により後継者がいなくなり存続できない団体を当該規定により育成、支援できるため、市が行う方が望ましい。

○第 81 条（協定の締結）について、自然環境を保全するうえで必要な土地であると市が認めた土地をその土地所有者と保全について協定を締結することができることを定めており、大阪府及び岸和田市の他の制度による協定により、市条例に基づく自然環境の保全等の目的は達成されるとの考えから削除にすることを検討しました。

買取りしなくても行為を抑制し貴重な動植物を守るために協定の締結が必要になることもあると思われます。また、市有地だけでなく個人の土地にも適用でき自然環境が保全できると考えます。

○第 82 条（自然環境調査員）について、市条例の自然環境調査員の職務と大阪府自然環境保全条例に基づく自然環境保全指導員の業務は、同等または大阪府制度が詳細な業務を行っているとの考えから、削除することを検討しました。しかし、市条例の規定による調査員を中学校区毎に1名を委嘱すれば、もっと細かな、具体的な調査が可能になります。委嘱した調査員制度を利用し岸和田市総合計画の新たな指標を調査することもできると考えます。

○第 83 条（表彰）について、自然環境の保全等に多大な貢献をしたと認められる個人、団体、企業等を表彰する規定であり、大阪府自然環境保全条例の「顕彰」の規定により目的が達成されとの考えにより、削除することを検討しました。

しかし、個人、団体、企業等を労う姿勢は重要であり、市として必要な制度だと考えます。

○第 84 条（土地の買取り等）について、第 68 条の規定による保全区域の指定をした区域内の土地に関し、特に必要がある場合に土地の買取り等の措置を講じることが定めており、第 68 条（保全区域の指定）が目的達成により整理されれば、併せて本条も整理するとの考えから削除することを検討しました。

しかし、削除された場合に個人の土地に対する規制やアクションが取れなくなり、将来、所有者不明土地問題に対応する法令等の対策のためにも残した方がよいと思われます。適切に保全するために地上権を市が設定することにも対応できると考えます。

よって、見直しについて、次のとおりとします。

- ・岸和田市の「参画と協働による自然環境の保全等」を行う上で必要であるため、引き続き運用されたい。

5. おわりに

岸和田市は、従来から環境問題に積極的に取り組み、大阪府内でも早い時期に生物多様性地域戦略を策定するなど、自然環境及び様々な環境関連の施策を実施してきました。

本部会報告は、自然環境の保全等に関する具体的な施策に市民・事業者とともに取り組むことにより、将来、次世代に豊かな自然環境が引き継がれることを望むものです。

最後に、将来社会情勢が変化した場合において、自然環境関係法令等との整合を図りつつ、すみやかに条例を見直し、適切な施策を推進することを求めています。